

長崎県漁業信用基金協会業務方法書の一部を次の新旧対照表のとおり改正する。

長崎県漁業信用基金協会業務方法書新旧対照表

改 正 後	現 行
<p>(保証に係る借入資金の種類) 第3条 本協会の保証に係る借入資金(漁協等保証債務に係る保証にあつては、委託貸付けに係る資金(以下「貸付資金」という。))は、次の各号に掲げる保証の区分に應じ、当該各号に定める資金とする。この場合において、第1号口から手までに掲げる資金(以下「一般資金」という。))にあつては、手形の割引により融通を受けた資金を含むものとする。 (1) 第1条第1号に掲げる債務に係る保証 イ～ホ (略) ハ 緊急融資資金(法第77条に規定する資金をいう。以下同じ。) (イ) (略) (ロ) 借替緊急融資資金(緊急融資資金のうち中小漁業者等がその債務の整理を行うのに必要な資金として、漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法(昭和51年法律第43号)第8条第1項に規定する資金並びに平成10年6月19日大蔵省・農林水産省告示第49号(中小漁業融資保証法第77条の規定に基づき、主務大臣が指定する資金を定める件。以下「緊急融資資金告示」という。))第1項から第3項まで、第5項、第6項及び第8項から第10項までに規定する資金をいう。以下同じ。) ト・チ (略) (2) (略)</p>	<p>(保証に係る借入資金の種類) 第3条 本協会の保証に係る借入資金(漁協等保証債務に係る保証にあつては、委託貸付けに係る資金(以下「貸付資金」という。))は、次の各号に掲げる保証の区分に應じ、当該各号に定める資金とする。この場合において、第1号口から手までに掲げる資金(以下「一般資金」という。))にあつては、手形の割引により融通を受けた資金を含むものとする。 (1) 第1条第1号に掲げる債務に係る保証 イ～ホ (略) ハ 緊急融資資金(法第77条に規定する資金をいう。以下同じ。) (イ) (略) (ロ) 借替緊急融資資金(緊急融資資金のうち中小漁業者等がその債務の整理を行うのに必要な資金として、漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法(昭和51年法律第43号)第8条第1項に規定する資金並びに平成10年6月19日大蔵省・農林水産省告示第49号(中小漁業融資保証法第77条の規定に基づき、主務大臣が指定する資金を定める件)第1項から第3項まで、第5項、第6項、第8項及び第9項に規定する資金をいう。以下同じ。) ト・チ (略) (2) (略)</p>
<p>(保証の範囲) 第4条 本協会が保証する債務の範囲は、次の各号に掲げる保証の区分に應じ、当該各号に定める範囲とする。 (1) 第1条第1号に掲げる債務に係る保証 その保証に係る借入金(手形の割引により融通した資金を含</p>	<p>(保証の範囲) 第4条 本協会が保証する債務の範囲は、次の各号に掲げる保証の区分に應じ、当該各号に定める範囲とする。 (1) 第1条第1号に掲げる債務に係る保証 その保証に係る借入金(手形の割引により融通した資金を含</p>

む。)の元本とする。ただし、第7条第2項に規定する経営安定資金にあつては、元本に100分の80を乗じて得た額とする。

(2) (略)

(1) 被保証人についての保証の金額の最高限度)

第5条 本協会の1被保証人についての保証の金額の最高限度は、次に掲げる保証の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) (略)

(2) 一般資金に係る保証  
次により算出した額の合計額が、本協会に対するその者の一般資金に係る保証のための出資金の額に相当する額となる場合の保証残高の合計額  
イ～ホ (略)

ハ その者のイからホまでの資金以外の一般資金の保証に係る元本の残高(第7条第2項に規定する経営安定資金の保証にあつては元本の残高に100分の80を乗じて得た額とする。以下同じ。)の合計額を28で除して得た額

(3) (略)

2～9 (略)

む。)の元本とする。ただし、第7条第2項に規定する借入金にあつては、元本に100分の80を乗じて得た額とする。

(2) (略)

(1) 被保証人についての保証の金額の最高限度)

第5条 本協会の1被保証人についての保証の金額の最高限度は、次に掲げる保証の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) (略)

(2) 一般資金に係る保証  
次により算出した額の合計額が、本協会に対するその者の一般資金に係る保証のための出資金の額に相当する額となる場合の保証残高の合計額  
イ～ホ (略)

ハ その者のイからホまでの資金以外の一般資金の保証に係る元本の残高(第7条第2項に規定する借入金の保証にあつては元本の残高に100分の80を乗じて得た額とする。以下同じ。)の合計額を28で除して得た額

(3) (略)

2～9 (略)

第6条 本協会が組合以外の会員たる中小漁業者等(会員たる組合の組合員として保証を受けようとする者を含む。)に対し新たに保証しようとするとき、会員たる組合の組合員たる中小漁業者等に要する資金の貸付けにつき新たに保証しようとするとき及び中小漁業者等に受託漁協等が新たに委託貸付けを行おうとする場合であつて、漁協等保証債務につき新たに保証しようとするときにおいては、会員たる当該中小漁業者等(会員たる組合の組合員として保証を受けた者を含む。)に新たに保証する元本に係る保証の額(極度貸付けの保証を除く。)を新たに保証する元本に既に保証に係る極度額、会員たる組合の組合員たる当該中小漁業者等に会員たる組合が新たに転貸する額(極度貸付けの保証を除く。)を受け転貸している額及び極度貸付けの保証に係る極度額並びに当該中小漁業者等に対する委託貸付けに係る漁協等保証債務につき新たに保証する額及び既に保証している額の合計額

第6条 本協会が組合以外の会員たる中小漁業者等(会員たる組合の組合員として保証を受けようとする者を含む。)に対し新たに保証しようとするとき、会員たる組合の組合員たる中小漁業者等に要する資金の貸付けにつき新たに保証しようとするとき及び中小漁業者等に受託漁協等が新たに委託貸付けを行おうとする場合であつて、漁協等保証債務につき新たに保証しようとするときにおいては、会員たる当該中小漁業者等(会員たる組合の組合員として保証を受けた者を含む。)に新たに保証する元本に係る保証の額(極度貸付けの保証を除く。)を新たに保証する元本に既に保証に係る極度額、会員たる組合の組合員たる当該中小漁業者等に会員たる組合が新たに転貸する額(極度貸付けの保証を除く。)を受け転貸している額及び極度貸付けの保証に係る極度額並びに当該中小漁業者等に対する委託貸付けに係る漁協等保証債務につき新たに保証する額及び既に保証している額の合計額

が次に掲げる金額の合計額に5分の1を乗じて得た額（以下「保証最高限度額」という。）を超えるときは、前条の規定にかかわらず、新たに保証しないものとする。ただし、弁済経費等補填保証に係る場合については、この限りでない。

- (1)～(3) (略)
- (4) 前年度末における求償権の残高（信用基金から支払を受けた保険金及び支払を受けることが予定されている保険金の額を除く。）のうち、取立不能の見込額であって、特別準備金（漁業信用基金協会の事業報告書、貸借対照表及び損益計算書並びに計算に関する命令（平成20年内閣府・農林水産省令第2号）第44条の特別準備金をいう。）をもって充てる額の合計額

（保証の金額の合計額の最高限度）

第7条 (略)

(1) 漁業近代化資金に係る保証

漁業近代化資金の保証に係る元本の残高に係る保証の額の合計額が漁業近代化資金に係る保証債務の弁済に充てるための基金の額、信用基金から借入れた借入金（漁業近代化資金に係る保証債務の弁済に充てるための資金及び漁業近代化資金の付保割合の向上に資する見地から保証債務の額を増大させるために必要な資金として示されたものに限る。）の額、漁業近代化資金に係る繰越欠損金の額並びに漁業近代化資金に係る前年度末における求償権償却額、求償権償却引当金の額及び前条第4号に掲げる特別準備金の額の合計額の15倍に相当する額となる場合の保証残高の合計額とする。

(2) (略)

2 経営安定資金（金融機関に対する既存の債務の全部又は一部を消滅させるための借入金であって、次の各号に掲げる資金を除くものを含む。）の保証に係る元本の残高に係る保証の額の合計額は、一般資金等に係る繰越欠損金の額並びに一般資金等に係る前年度末における求償権償却額、求償権償却引当金の額及び前条第4号に掲げる特別準備金の額の合計額の15倍に相当する額の3パーセントを超えてはならない。

が次に掲げる金額の合計額に5分の1を乗じて得た額（以下「保証最高限度額」という。）を超えるときは、前条の規定にかかわらず、新たに保証しないものとする。ただし、弁済経費等補填保証に係る場合については、この限りでない。

- (1)～(3) (略)
  - (4) 前年度末における次に掲げる特別準備金の合計額
- イ 漁業運転資金融通円滑化対策事業実施要領（平成15年1月30日付け14水漁第2317号農林水産事務次官依命通知）の別紙に定めるところにより積み立てられた特別準備金

ロ 中小漁業関連資金融通円滑化事業実施要領（平成17年4月1日付け16水漁第2541号農林水産事務次官依命通知）の別紙に定めるところにより積み立てられた特別準備金のうち、本協会が求償権の償却に備えて引き当てる求償権償却引当金に相当する部分

（保証の金額の合計額の最高限度）

第7条 (略)

(1) 漁業近代化資金に係る保証

漁業近代化資金の保証に係る元本の残高に係る保証の額の合計額が漁業近代化資金に係る保証債務の弁済に充てるための基金の額、信用基金から借入れた借入金（漁業近代化資金に係る保証債務の弁済に充てるための資金及び漁業近代化資金の付保割合の向上に資する見地から保証債務の額を増大させるために必要な資金として示されたものに限る。）の額、漁業近代化資金に係る繰越欠損金の額並びに漁業近代化資金に係る前年度末における求償権償却額、求償権償却引当金の額及び前条第4号に掲げる特別準備金の額の合計額の15倍に相当する額となる場合の保証残高の合計額とする。

(2) (略)

2 経営安定資金（金融機関に対する既存の債務の全部又は一部を消滅させるための借入金を含む。）の保証に係る元本の残高に係る保証の額の合計額は、次の各号に掲げる資金に係る保証の額を除き、一般資金等に係る保証債務の弁済に充てるための基金の額、一般資金等に係る繰越欠損金の額並びに一般資金等に係る前年度末における求償権償却額、求償権償却引当金の額及び前条第4号に掲げる特別準備金の額の合計額の15倍に相当する額の3パーセントを超えてはならない。

(1)・(2) (略)

(保証債務の弁済)

第26条 (略)

2 金融機関の前項の請求は、代位弁済支払請求書に証ひょう書類を添えて、本協会に提出してこれを行うものとし、債務の弁済期限到来の日又は被保証人が期限の利益を喪失した日から5年を経過した日以後においては、これを行うことができな

3 (略)

(特別出資)

第33条 本協会が金融機関に一般緊急融資資金(61年度以降の貸付けに係るものに限る。)又は借替緊急融資資金(緊急融資資金告示第9項及び第10項に規定する資金を除く。以下この条において同じ。)に係る保証債務の弁済をしたときは、当該金融機関から特別出資(特別出資に代わる交付金の支払いを含む。以下同じ。)を受け

2~7 (略)

附 則

この業務方法書の変更は、主務大臣の認可があった日から施行する。

(1)・(2) (略)

(保証債務の弁済)

第26条 (略)

2 金融機関の前項の請求は、代位弁済支払請求書に計算書及び証ひょう書類を添えて、本協会に提出してこれを行うものとし、債務の弁済期限到来の日又は被保証人が期限の利益を喪失した日から5年を経過した日以後においては、これを行うことができな

3 (略)

(特別出資)

第33条 本協会が金融機関に一般緊急融資資金(61年度以降の貸付けに係るものに限る。)又は借替緊急融資資金に係る保証債務の弁済をしたときは、当該金融機関から特別出資(特別出資に代わる交付金の支払いを含む。以下同じ。)を受け

2~7 (略)

(新設)